

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてデザインとは、市が定めた下水道マンホール蓋のデザイン（別図）をいう。

(デザインに関する権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の許可申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 市が発注する事業において使用するとき。
- (5) 官公署又は公共的団体が公共目的で使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、デザインの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき。

- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) デザインのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (7) デザインの著しい変形があるとき。
- (8) その他市長が使用について不適當と認めたとき。

2 市長は、デザインの使用を許可するときは大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可通知書（様式第2号）により、使用を許可しないときは大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によるデザインの使用の許可（以下「デザインの使用許可」という。）をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（使用料）

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 デザインの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 市が別に定めるデザインの仕様を遵守すること。
- (3) 第5条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) デザインの使用前に当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 市が必要と認める場合を除き、デザインの使用の承認決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。
- (6) デザインを使用する物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理監督すること。
- (7) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。
- (8) デザインを使用する物品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(使用許可の変更等)

第8条 使用者は、デザインの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めたときは、大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン変更使用許可通知書(様式第5号)により、変更を許可しないときは大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン変更使用不許可通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 第5条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用期間)

第9条 デザインの使用期間は、デザインの使用許可を受けた日から1年以内とする。

2 前項の使用期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可変更申請書を市長に提出し、期間変更の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用許可を取り消すとともに、使用者にその旨を大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(1) 第5条又は第7条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりデザインの使用許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定によるデザインの使用許可の取消しにより使用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりデザインの使用許可を取り消された者(以下「許可取消者」という。)は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に

生じさせた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する承認)

第12条 市長は、使用者に係る使用対象物件と同一又は類似の物件等について、当該使用者以外の者から大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、当該使用者は、市長に対し、その承認について何らの異議を述べることはできない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別図（第2条関係）







大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可申請書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

住所

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインを下記のとおり使用したいので申請します。

記

使 用 対 象 物 件	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 場 所 又 は 地 域	
使 用 期 間 （ 予 定 ）	年 月 日～ 年 月 日（1年以内）
使 用 数 量	
有 償 又 は 無 償 の 別	有償（売価 円） ・ 無償
担 当 者 連 絡 先 (所属・氏名・電話番号等)	
添付書類 ・ 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） ・ 申請者の概要、現況を示すもの ・ デザインを使用する事業の予算書 ・ その他（ ）	

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可通知書

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長 

年 月 日付けで申請のありました大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用
について、下記のとおり許可します。

記

使 用 対 象 物 件	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 場 所 又 は 地 域	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使 用 数 量	
有 償 又 は 無 償 の 別	有償（売価 円） ・ 無償
許 可 の 条 件	使用に際しては、大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用に 関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用不許可通知書

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長 

年 月 日付けで申請のありました大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用について、下記の理由により許可できません。

記

理由

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可変更申請書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

住所

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け大狭 第 号で許可を受けた内容について、下記のとおり変更したので申請します。

記

変 更 の 理 由		
変 更 内 容	変更前	変更後
使 用 対 象 物 件		
使 用 目 的		
使 用 方 法		
使用場所又は地域		
使 用 期 間		
使 用 数 量		
有 償 ・ 無 償 の 別		

添付資料（変更が確認できる資料等）

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン変更使用許可通知書

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長 

年 月 日付けで申請のありました大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用許可内容の変更について、下記のとおり変更を許可します。

記

変 更 の 内 容	変更前	変更後
使 用 対 象 物 件		
使 用 目 的		
使 用 方 法		
使用場所又は地域		
使 用 期 間		
使 用 数 量		
有償又は無償の別		
許 可 の 条 件		

※ 使用に際しては、大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン変更使用不許可通知書

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長 

年 月 日付けで申請のありました大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用許可内容の変更について、下記の理由により許可できません。

記

理由

大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザイン使用許可取消通知書

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長 

年 月 日付けで大阪狭山市下水道マンホール蓋のデザインの使用について下記のとおり許可しました使用対象物件について、使用許可を取り消します。

記

使 用 対 象 物 件	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使用場所又は地域	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使 用 数 量	
有 償 又 は 無 償 の 別	有償（売価 円） ・ 無償
取 消 し の 理 由	